# Washington D.C. Political and Economic Report

Tomoyuki Oku　奥　智之
ワシントン駐在員事務所 所長
(202)463-0477, toku@us.mufg.jp

2007 年 1 月 29 日
ワシントン情報 （2007 / No.002）

## 地球温暖化対策強化に向けて動き出した米国

当地ワシントンでは、今月初めに民主党が多数派となった新議会が発足し、アジェンダのひとつとして地球温暖化対策強化に向けての動きが活発化し始めている。一方で Bush 大統領は 23 日の一般教書演説で、「気候変動の深刻なチャレンジに取り組む」方針を明らかにし、これまで地球温暖化対策に消極的だった政権もようやく二酸化炭素排出削減に向けての方針を打ち出した。今回のワシントン情報では、地球温暖化に対する新議会と政権の取り組みと、ビジネス界の動きについて報告する。

**【地球温暖化対策を巡る新議会での動き】**

Nancy Peloci 下院議長（民 ｶﾘﾌｫﾙﾆｱ）は 18 日、エネルギーの国内自給と地球温暖化対策の強化に向けて、特別委員会を設置する方針を発表。同時にエネルギー、環境、テクノロジー政策を管轄とするいくつかの委員会委員長に対し、6 月までにエネルギー自給、及び地球温暖化対策に関する法案を承認するよう要請した。同議長は本件に関する本会議での審議を 7 月に開始することを目指している。

新議会においては、下院ではまだ地球温暖化対策に向けての法案はまだ出揃っていないが、上院では既に地球温暖化対策に関する法案がいくつか提出されている。注目されている法案としては以下の法案が挙げられるが、この他にも Jeff Bingaman 上院エネルギー・自然資源委員長（民 ﾆｭｰﾒｷｼｺ）が二酸化炭素取引制度の導入を含む同様の法案を近く提出する計画である。夏までには法案が出揃えば、両議院で審議が本格化する見通し。

法案内容の詳細を巡っては、二酸化炭素排出制限の形態（排出枠を設定し、徹底的遵守を義務付けるか、それとも排出枠を超えた場合に課税で対応するか、など）、対象産業（すべての産業に適用するか、それとも二酸化炭素を排出する特定の産業に限定するか）などにつき議論が進むことが予想される。

| 上院法案（提出者） | 法案名/番号 | 目標 | $CO_2$ 排出権取引制度 |
|---|---|---|---|
| McCain（共 ｱﾘｿﾞﾅ）議員<br>Lieberman（民 ｺﾈﾁｶｯﾄ）議員 | Climate Stewardship and Innovation Act （S.280） | $CO_2$ 排出量を 2012 年以降毎年 2%削減し、2050 年までに現在の 3 分の 1 に抑える。 | 電力、石油精製/輸入、化学産業などを対象に、2012 年より導入。 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| Sanders（無ﾊﾞｰﾓﾝﾄ）議員<br>Boxer（民ｶﾘﾌｫﾙﾆｱ）議員 | Global Warming Pollution Reduction Act（S.309） | 2020 年までに $CO_2$ 排出量を 1990 年レベルまで削減し、さらに 2050 年までに同レベルの 80%まで削減。 | 同制度の導入を義務付ける内容ではないが、環境保護局（EPA）にこれを導入する権限を与える。 |
| Feinstein（民ｶﾘﾌｫﾙﾆｱ）議員<br>Carper（民ﾃﾞﾗｳｪｱ）議員 | Electric Utility Cap-and-Trade Act（S.317） | 2015 年に発電所からの $CO_2$ 排出量を 2001 年レベルに抑える排出枠を設定。2020 年までに 25%の $CO_2$ 排出を削減。 | 電力産業向けに $CO_2$ 排出権取引制度を導入。 |

**【政府にプレッシャーをかける民間イニシァティブ】**

本件を巡っては議会だけでなく、ビジネス界も着々と地球温暖化対策に向けての取り組みを見せ始めている。米国の主要大企業 10 社と環境保護 4 団体からなるパートナーシップ（U.S. Climate Action Partnership：USCAP）は 22 日、地球温暖化の原因とされる温室効果ガス削減に向けての提言を含んだ報告書を発表し、温室効果ガスの排出削減を企業に義務付けるよう連邦政府に求めた。同パートナーシップには、アルミ大手の Alcoa、BP（石油）、Duke Energy（電力）、Dupont（化学）、GE、Lehman Brothers などの大手企業が参加している。

同報告書は地球温暖化対策は「米国経済にとってリスクになるというよりは、むしろビジネスチャンスを生み出す」として、連邦政府と Bush 政権に温室効果ガスの大部分を占める二酸化炭素排出削減に向けての迅速な取り組みを要請。二酸化炭素排出枠の設定や、全米規模の排出権取引市場を導入することを勧告している。排出量削減の具体的目標に関しては、長期的には温室効果ガス排出量を 2050 年までに 20~30%削減することを目指す他、以下のような短期的目標の設置を提言している。

① この先 5 年間で温室効果ガス排出量の増加を 0-5%増に抑える。
② この先 10 年間で排出量を 0~10%削減。
③ この先 15 年で排出量を 10~30%削減。

連邦政府の消極的な取り組み姿勢の一方で、米国ビジネス界は二酸化炭素排出削減は今後の地球温暖化対策として避けられないものであると認識し始めており、これまで二酸化炭素排出削減に向けた自主的な対策を進めてきた。特に自動車や電力などの産業界は、地球温暖化防止の動きや省エネ技術開発に遅れをとるとグローバルな市場競争において劣後するリスクに気づいており、今後も連邦政府による一貫した規制・政策を求めることが予想される。

**【Bush 大統領の一般教書演説】**

Bush 政権は、これまで中国など途上国を含まない二酸化炭素排出削減の目標設置は「米国経済に不利な影響を与える」として強く反対してきた。Bush 政権は 2001 年 3 月に京都議定書

を離脱し、「温暖化の原因が人間の活動かどうかは不明である」として、本件問題に前向きな姿勢を見せてこなかった。しかし 23 日の一般教書演説にあたっては、Bush 政権は「温室効果ガスの排出を削減する必要性を認識している」とする立場を示し、本件に関して政策転換が期待されている。

ホワイト・ハウスは 23 日の一般教書演説に伴って、エネルギー政策プロポーザルを発表。“Twenty in Ten”と題する同プロポーザルは、2017 年までの 10 年間に国内ガソリン消費を 20%削減することを目指し、それを実現するために①エタノールを含む代替燃料の利用拡大と②自動車燃費規制の改正を打ち出している。

① 代替燃料の利用拡大

Bush 政権はガソリン消費削減の目標達成に向けて、2005 年のエネルギー法で定められた再生可能燃料の混入義務付けを強化する。同法では 2012 年までに再生可能燃料の 75 億ガロン混入を義務付けているが、これを 2017 年までに 350 億ガロンに大幅拡大。これによって 15%のガソリン消費削減を達成する見通し。主にトウモロコシを原料としたエタノールの利用が中心となるが、国内産で賄えるのは 120-150 億ガロンであるといわれており、足りない部分は輸入で補う計画。現在輸入エタノールには 1 ガロンあたり 54 セントの関税が課されており、将来的にはエタノール関税引き下げに向けて議会が法的措置を採ることが要される。

② 企業平均燃費規制の改正

米国では第 1 次石油ショックを契機に 1975 年、Energy Policy Conservation Act が制定され、同法に基づき省エネの観点から「企業平均燃費（CAFE）基準」が導入された。CAFE 基準は米国内で販売される乗用車及び小型トラック（バンや SUV を含む）に適用される燃費基準で、自動車製造メーカーは毎年販売した車両総数（生産車両数ではない）について、平均燃費基準を満たすことが義務付けられている。

今回 Bush 政権が発表したプロポーザルは、各メーカーに義務付けている乗用車の平均燃費基準を、車種サイズ別にして強化するなどして、5%のガソリン消費削減を目指すものである。①と②によって二酸化炭素の排出量も、この先 10 年間で 10%削減されるとしている。

因みに現行の CAFE 基準は乗用車及び小型トラックの 2 つの車種の基準があり、自動車製造メーカーは毎年販売した車両総数について、それぞれの平均燃費基準を満たすことが義務付けられている。従って小型で燃費のいい自動車を生産する日系自動車メーカーは CAFE 基準において、燃費がそれほど良くない大型車を人気商品とする米国メーカーよりも有利な立場にあった。今回の Bush 政権の CAFE 基準改正案は、平均燃費基準を車両のサイズごとに分けて定めることにより、米国自動車メーカーに有利に働くといわれている。但し、CAFE 基準の変更には議会の承認が必要であるため、今後本件に関する議会の動向が注目される。

【当地の見方】

地球温暖化対策については、民主党が多数を握った議会の動き、積極的な一部の州の動き（ワシントン情報 (2006 / No.001)参照）や、省エネ技術開発や排出権取引市場の視点から関

心高まるビジネス界の動向などを受けて、これまで冷淡だったBush政権も触れざるを得なくなってきた。トウモロコシを原料とするエタノール生産に関わる穀物メジャーの政治的影響も見え隠れする。一方で、一般教書演説はglobal warmingとは言わずglobal climate changeに止めており、Bush政権は二酸化炭素対策にまだ本気ではないとも見方も多い。

（担当：松村詩子）
（e-mail address：umatsumura@us.mufg.jp）

以下の当行ホームページで過去20件のレポートがご覧になれます。
https://reports.us.bk.mufg.jp /portal/site/menuitem.bd427fa51df4c80526345b1035ca16a0/

本レポートは信頼できると思われる情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また特定の取引の勧誘を目的としたものではありません。意見、判断の記述は現時点における当駐在所長の見解に基づくものです。本レポートの提供する情報の利用に関しては、利用者の責任においてご判断願います。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は、出所をご明記ください。

本レポートのE-mailによる直接の配信ご希望の場合は、当駐在所長、あるいは担当者にご連絡ください。